

## 会議録

1. 会議名	第3回出雲市子ども・子育て会議幼稚園・保育所課題等検討部会
2. 開催日時	平成26年7月11日（金）13:30～16:00
3. 開催場所	出雲市役所本庁3階 大会議室
4. 出席者	<p>&lt;委員&gt;            福代秀洋委員、板倉明弘委員、野々村学委員、井上公博委員、村田實委員、            原成充委員、西郁郎委員、肥後功一委員、            長島一枝専門委員、佐野洋子専門委員、田口晴美専門委員（順不同）            （欠席：高橋良介委員）</p> <p>&lt;事務局&gt;            健康福祉部長、健康福祉部子育て支援調整監、子育て支援課長            ほか</p>
5. 次第	<p>1 開会</p> <p>2 健康福祉部長あいさつ</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 前回までの部会の内容確認</p> <p>(2) 国が示している内容およびそれに伴う影響等</p> <p>(3) 出雲市の子育てを取り巻く状況について</p> <p>(4) 平成27年度新制度施行に向けて市が行うべき準備事務について</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 市立幼稚園の今後のあり方について</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度移行に向けた法令関係の整理</p> <p>(3) 今後の市の保育料設定に対する考え方</p> <p>(4) 「量の見込み」と「確保方策」について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
6. 議事要旨	以下のとおり
事務局	<p>1 開会</p> <p>それでは、ご案内の時間になったので、第3回出雲市子ども・子育て会議幼稚園・保育所課題等検討部会を始める。</p> <p>本日は、連合島根出雲・雲南地域協議会出雲地区会議議長の高橋良介委員が欠席となっている。福代委員と田口専門委員については、所用により、少し遅れるとのこと。本日は、委員の皆様にはご多忙中の中、集まりいただき、お礼申し上げます。</p> <p>では、はじめに健康福祉部長があいさつする。</p>
事務局	<p>本日は、第3回幼保部会を開催したところ、委員の皆様にはお忙しいところ、集まりいただきお礼申し上げます。本来この第3回部会は5月に予定していたが、国が地方</p>

	<p>自治体に公定価格等を示し説明をする時期が遅くなった状況があり、本日の開催となった。委員の皆様にはあらかじめ、予定いただいていたが、延期ということになったことについて、まずお詫び申し上げます。</p> <p>本日の第3回幼保部会は、前回2月に開催した部会から時間が経っており、また、新たに就任された委員もいらっしゃるのので、前段の報告事項として、子ども・子育て支援制度に関わるこれまでの経過、国が示した情報、出雲市の状況などについて、説明する。平成27年度から新制度がスタートするが、その時点で何が変わるのかということについてもご理解いただいた上でご議論いただきたく考えており、そのあたりについても説明することとしている。</p> <p>協議事項としては、市立幼稚園の今後のあり方、市の保育料の設定に対する考え方について、提示することとしているが、この2つの項目については、今後の出雲市の子ども・子育てを考えていく上で、重要な事柄である。委員の皆様にはしっかりご意見をいただき、協議していきたい。</p> <p>本幼保部会は今後8月中に2回開催予定としている。国からの情報がかなり遅れたということがあり、タイトなスケジュールとなっている。委員の皆様にとっては、忙しい中、負担をかけるが、ご理解いただき、来年度からの新制度が順調なスタートを切れるようご協力いただきたい。</p>
事務局	<p>先ほど、部長のあいさつにもあったが、新しく本部会に入った委員の紹介をする。前回の会から、本部会を構成する12名の委員のうち、3名の方の交代があった。配布している委員名簿をご覧ください。名簿の3番目、出雲市認可保育所(園)保護者会連合会長 野々村学様、名簿の4番目、出雲市幼稚園PTA連合会会長 井上公博様、名簿の5番目、出雲市自治会連合会副会長 村田實様が交代となっている。</p> <p>次に、事務局の顔ぶれも変わっているが、事務局名簿を配布している。時間の関係上、名簿をもって、紹介に代える。</p> <p>さっそく、議事に入る。ここからは部会長に議事の進行をお願いする。</p> <p>部会長、議事に入るにあたり、はじめにあいさつをいただき、引き続き、議事進行をお願いする。</p>
部会長	<p>最近5歳児の保育研究に出かける機会が増えている。つい先日もある保育所に5歳児の保育研究に行った。その地域には幼稚園・保育所が両方ともあるが、ご多分に漏れず幼稚園は定員が埋まらない。かつては保育所に通っていても最後の1年だけは幼稚園に移るという風潮もあった地域だが、今ではそのまま保育所に、というケースが増えている。多くの自治体で同様の傾向が見られる。折しも国の方では5歳児教育の義務化ということもいわれ始めており、年長児の教育・保育の質を高めていく必要がある。施策の方は、義務教育の拡大という話なのか、幼児教育の無償化という話なのか、本筋が少し分かりにくい部分もあって、今のところ何とも言えないが、いずれにしろ義務教育段階をきちんと意識しながら、5歳児に向けて教育・保育の質を上げていか</p>

事務局	<p>ないといけないということだけは間違いない。</p> <p>冒頭に述べた5歳児の保育研究では、さまざまな問題が取り上げられたが、その中で1つ、分かりやすい例をあげたい。集まって人の話を聞く時の子どもの姿勢が全体としてあまりよろしくない。子どもによっては、ぐずぐずに、まるで軟体動物のようになってしまうという状況がある。小学校でも同じような状態の子どもはおり、座っている姿勢が崩れて机にべたべたと伏せるようになってしまう子どもがクラスに数人いる。その保育所では、担任の先生が頻繁に子どもたちに「まっすぐにして」とか「おへそを前に向けて」とか「背中を伸ばして」とか、いろいろな注意を細かく与えておられた。少し言い方は悪いが「年長児に対する口うるさい保育」が最近増えている気がする。口うるさく言ったり、約束事にした図を貼ったり…それで問題が解決するなら簡単だ。小学校の学習に向けて姿勢を維持することはとても大事なことだが、そのためにどのような身体発達及び精神発達が必要なのかを関わり手がきちんと理解し、身につけさせる技術をもっていないと「ただ口うるさいだけ」の教育・保育になってしまう。生まれてから6年間で、子どもをそこまでもっていけないといけない。そのための知識と技術と考える力を身につけられるよう、保育者がきちんと研修することが、今、すごく大事になっていると思う。</p> <p>本日の協議事項に「市立幼稚園の今後のあり方について」議論するようになっている。これまで幼稚園教育の高い質を作ってきた伝統があり、そこで作り上げたものを、「今後、どのような形で維持・継続・拡大するのがよいか」というのが重要な問題である。そのために一番いいシステムが何なのかということ議論するタイミングになったと考えている。一方、親が働きながら安心して子どもを産み育てられるような福祉的側面も拡大・充実させていかなければならない。この両方を委員のみなさんにお考えいただき、忌憚のない意見をいただきながら、最終的には平成27年度から、どのような量の見込みをもって計画的に取り組んでいくのかということになると思う。</p> <p>本日は決めごとをするわけではないが、以上のようなことを踏まえながら様々な立場から意見をいただき、議論を進めていけたらと思う。</p> <p>それではまず、協議に入る前に、報告ということで、国から示されている制度設計について、事務局から説明いただきたい。</p> <p>それでは(1)から(4)について、一括して説明する。</p> <p>まずは、報告事項の(1)で、前回までの部会の内容について、確認をしておく。これまで、2回会議を開催した。第1回の部会では、本部会の役割や今後検討いただく事項について、事務局からお願いをした。</p> <p>現在開催している子ども・子育て会議の最も大切な役割は「子ども・子育て支援法」に基づいて、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって意見を述べることである。そのなかで、本部会の主な役割は、その計画の中でも中核に位置づけられる「教育・保育施設の提供体制の確保について定める」にあたって意見を述べるということである。そのため、就学前児童の施設利用、サービス等につ</p>
-----	---

いて、必要とされる量の見込みを定め策定することがまず求められる。そのうえで、教育・保育施設あるいは地域子ども・子育て支援事業の確保方策、いわば供給量を検討していく必要がある。そして、需要量に対し、供給量に不足がある場合は年次的に整備していくことを「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込んでいくことになる。これらを議論する上で、保育所定員や公立幼稚園のあり方、認可外保育所の今後などについての検討が必要になり、併せて、利用者負担額である、保育料の検討も必要となる。

第2回の部会においては、平成25年12月から実施したニーズ調査について、その調査結果がまとまったので、その結果を基に議論いただいた。ニーズ調査そのものが国の方針がはっきり固まらない中での調査だったため、これまでの実績とニーズ調査で得られた数値がかい離している部分があり、その部分の調整について、事務局案を基に、委員のみなさまの意見を踏まえ、部会長にまとめていただいた。おかげで、「量の見込み」を3月末までに県に提出することができた。

続いて、(2)国が示している内容及びそれに伴う影響について説明する。資料1をご覧ください。この資料の基になっているのは、5月に内閣府の子ども・子育て支援新制度施行準備室で作成された資料である。この中から本部会に関係のある部分を抜粋した。抜粋はしているが、非常にボリュームがあるので、ポイントを絞って説明する。

1ページをお開きいただきたい。子ども・子育て支援新制度のポイントの1点目としては、○(丸)のふたつ目、資料中段に記載してあるが、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。」ことがあげられる。これを基本的な理念として、子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援計画を策定し、実施していきたい。また、○(丸)の3つ目、新制度は平成27年4月から施行されるが、残念ながら、国において十分な財源の目途が立っておらず、現段階で示されている公定価格は平成29年度を念頭においたものである。

4ページをお開きいただきたい。ポイントの2点目、本部会の議論の中心となる教育・保育を利用する子どもの3つの認定区分について説明する。新制度では、子ども・子育て支援法により、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分が設けられることになる。「1号認定子ども」、「2号認定子ども」、「3号認定子ども」とあるが、同法第19条第1項の中に示されている号数の1号、2号、3号の号をとって、このような表現がなされている。

まず、1号認定を受けた子どもというのは、教育のみが必要とされる子どもということになる。給付の内容については、教育標準時間が当てはめられる。利用できる施設については幼稚園と認定こども園に限られる。

続いて、2号認定或いは3号認定を受けた子どもというのは、いずれも保育の必要があると認定された子どもということになる。2号については3歳以上、3号については3歳未満ということになる。給付の内容については保育短時間あるいは保育標準

時間が当てはめられ、利用できる施設については、2号は保育所及び認定こども園、3号はそれに加えて、小規模保育等の利用が可能になる。

3ページを開いていただきたい。ポイントの3点目、財政支援の仕組みについて説明する。子ども・子育て新制度では、そのサービスの中核を担う「認定こども園」「保育所」「幼稚園」を通じた共通の給付である施設型給付施設とそれを補完するため新たに創設された小規模保育などの地域型保育給付施設のいずれについても、財政支援を保障された施設となることを理解いただきたい。幼稚園の一部について、「施設型給付の図」からはみ出している部分があるが、これは施設型給付を受けない選択をされた私立幼稚園のことであり、この私立幼稚園は従来どおり、私学助成の補助金を受けて、幼稚園運営をすることになる。

28ページを開いていただきたい。最後に新制度のポイントの4点目、保育料の仕組みについて説明する。これは、国が示している平成29年度を念頭においた利用者負担のイメージである。まずは、幼稚園保育料について、これまでは、一部の世帯を除いて、基本的に同一の保育料であったものを、応能負担の考え方を取り入れ、世帯の市町村民税額によって保育料を算定する方式に変更される。また、保育所保育料については、29～30ページに記載しているが、これまで、所得税額を基準にしていたものが、市町村民税を基準とすることになった。実際の保育料は、この国が定める水準を上限として市において定めることになる。このことについては、本日の協議事項の中で別途詳しく説明する。

続いて、(資料1-1)から(資料1-4)について説明する。

まずは、(資料1-1)から説明する。新制度における大きな変更点というか、新たに導入される認定こども園の制度について説明する。1ページ目の新幼保連携型認定こども園、2ページ目の保育所型認定こども園、本市においては私立認可保育所が移行するのであれば、この2種類になるのではないかと考える。認定こども園については後ほどもう少し詳しく説明するが、このような考え方で国が示した資料をもとに(資料1-1)を作成している。

(資料1-2)は、現段階で国からそれぞれの自治体が説明を受けている内容について、列記をしている。新制度の概要や、国からの説明の内容をまとめてお示しした。新制度では公定価格というものが今後の教育・保育施設の動向に関係してくることから、重要な情報となり、この公定価格がなかなか国から示されなかったということで、現在まで会議が延びたということもあるが、そういったことについて、説明を受けた内容を示した資料となる。公定価格については、後々説明することになるので、現段階では説明を省略する。

(資料1-3)は、国から5月末に出た通知である。「障がい児支援と子育て支援施策との緊密な連携について」ということで出されている。この通知の要点は、下線部にある「障害福祉計画は市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものとする必要がある」の部分である。後ほど説明するが、現在、インクルーシブ教育ということで、障がいがある子どもも、

障がいのない子どもも、ともに地域の学校、幼稚園、保育所等で学ぶことができるといったようなことを念頭においた事業を本市でも進めており、これについても、子育て支援計画の中に記述し、現在作成している障がい福祉計画との整合性を保つということを念頭に計画策定を今後進めていきたいと考えている。現段階では障がい福祉計画は第1回の会合を今月末に開催する予定となっているので、障がい福祉担当部門と連携をとって、整合性のある計画を作っていきたいと考える。

(資料1-4)には、新制度を導入するにあたっての主な変更点について、記載しており、後の議論にも関わってくるので、説明する。

まず、利用者にとってどんなことが変わるかというと、ひとつには保育料が変わることがある。保育所も幼稚園も保育料の算定方法が変更になる。保育所については、基準となる税目が所得税額から住民税所得割額に変更となり、幼稚園については、所得に関係なく、一律の保育料だったものが、支払い能力に応じた負担に変更になる。ふたつ目に、教育・保育施設の利用にあたり、保護者の就労状況等によって、認定を受ける必要が生じる。教育のみ必要な方については1号認定、保育の必要がある方については2、3号認定ということになる。

次に、事業者、特に私立認可保育所にとって、大きく変わることにについては、施設の運営費の仕組みが変わることになり、内容としては、運営費の積算方法の変更、運営費加算の追加があげられる。

3番目に、新制度における「認定こども園」は利用者にとって、また事業者にとって、どのようなものかということに記載している。認定こども園というのは1、2、3号認定のいずれの子どもさんであっても、受け入れることができるので、保護者が就労している、していないに関わらず、全てのこどもが利用できる。保育料は、認定こども園の保育所部に通う場合は、原則、私立の認可保育所と同じ、幼稚園部に通う場合は、幼稚園と同じということになる。保育料については国の利用者負担基準額を上限として、市が決定する。教育・保育の内容としては、原則、幼稚園教諭免許状と保育士資格を持った職員が教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体的に行えるというメリットがある。事業者にとってどういうメリットがあるかというと、保育所を希望する保護者、幼稚園を希望する保護者のいずれのニーズにも対応することができる。運営するにあたり、認可保育所や私立幼稚園の単体の運営費よりも加算額が大きくなる。そして、これまで市で行っていた保育料の徴収業務は事業者が行うということになる。仮に保育料の滞納をされた場合も事業者が対応することになるので、デメリットといえば、デメリットになる。

4番目に、出雲市立幼稚園にとっての新制度後について記述している。公立幼稚園については、入園希望者、在園児について、認定手続きをとってもらうことが必要になってくる。また、「幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進すること」となっており、その中で公立幼稚園がどのような役割を果たしていくのか現状を踏まえて今後のあり方について検討していくことが必要となってくる。このことについては、後ほど議論を深めていきたいと思う。

	<p>続いて、資料2の出雲市の子育てを取り巻く状況について説明する。1ページをご覧ください。本市の人口動態は、総人口は右肩下がり、反面、世帯数は右肩上がりとなっており、人口減と核家族が進行していることが理解いただけると思う。2ページをご覧ください。人口減が進んでいる反面、出生数は横ばい状態を保っており、合計特殊出生率も全国より常に上位をキープしている。4ページをご覧ください。そのため、就学前児童数の推移もほぼ横ばい状態となっている。その子どもたちの状況は、6ページに記載している。9ページにはそれを地区別に分けたものを記載しているが、地区ごとに大きなバラつきが見てとれる。なお、7ページには出雲市の将来推計人口を記載している、残念ながら長期的に見れば人口は減少し、子どもの数もそれに伴って減少することが予想される。</p> <p>続いて、資料3について、平成27年度新制度施行に向けて市が行うべき準備事務について整理した。これは、平成26年6月に国が示したもののうち本部会に関係するものを抜粋している。大きく分けて3つある。1つ目は事業計画の関係である。集計した量の見込みについて、補正の必要などを検討し、量の見込みをある程度確定させる。その量の見込みを確定した上で、それに対する提供体制の確保方策について、本会議で議論を行い、検討する。事業計画に関わる部分については、先ほど部会長から説明があった通り、次回以降での検討としたいと思う。</p> <p>2つ目の各種基準関係等については、大きく分けて2つあり、地域型保育事業の認可基準について条例制定するということが、施設・地域型保育事業の運営基準について条例制定するということがある。条例制定の考え方については、この後議論いただきたい。</p> <p>利用者負担関係については、利用者負担額は必要に応じ地方版子ども子育て会議等に説明するという事になっているので、後ほど市としての考え方を示したいと思っている。それについての意見を伺いたい。</p> <p>報告事項について、(1)から(4)まで説明した。</p> <p>大量の資料をかなりコンパクトにまとめ、それをさらに簡単に説明いただいた。</p> <p>資料の1から3までについて、分かりにくいところ、もっと詳細に知りたいことがあれば、ご質問いただきたい。</p> <p>資料1-4はかなり分かりやすくまとめてあり、平成27年度から新制度へ移行した場合に、利用者にとって何が変わるのか、事業者にとって何が変わるのか、新制度において「認定こども園」を設置した場合はどういうことが起こるのか、出雲市立幼稚園にとって何が変わるのかについて、記載してある。</p> <p>いずれにしても、「認定こども園」は認可保育所や私立幼稚園の単体の運営費より加算額が大きくなる“見込み”ということになる。</p> <p>先般、事業者に対する説明会があった。ここで話し合う中身ではないかもしれないが、どのくらい運営費が増えるのかということが大事なことで、その部分で移行した</p>
部会長	
委員	

	<p>方がいいのかどうなのか悩んでいる。とても大事な部分ではあるが、どこかで線を引いて、基準を示さないといけないということがある。国が示している資料では、標準時間と短時間の割合が7：3で、運営費が1割くらいの増になるという説明にはなっているが、標準時間なのか、短時間なのか、どう認定されるのかによって違うと思うが、自園がどのような状態か、確認してみると、11時間くらいのところで申請をしている子どもが137人のうち20人しかいない。10時間30分くらいの子どもが54名おり、地域によっても違うと思うが、3分の1も標準時間の子どもがいないのであると思う。7：3もないので、運営費が1割以上増になると考えられない。</p>
部会長	<p>地域によって、保育時間の割合が異なっているので、大きな問題であると思う。</p>
専門委員	<p>資料1-4について、これまで量の部分の検討はあったが、今回は具体的なことが示されたように思う。やはり、出雲市の幼児教育として子どもたちをどのように育てていけばいいかということをお前提として考えなければいけない時に社会情勢と合わせていろいろな問題が起きている。「出雲市立幼稚園にとって」というところで、「現状を踏まえて、今後のあり方を検討していく必要がある」という記載に同感する。障がい児支援と子育て支援施策との連携という部分は切っても切れないところであり、子育ての中でいろいろ親が悩んでいることや、障がい児支援という部分をしっかり担っていく必要があると考える。</p>
部会長	<p>障がいがある子どもに対して、どこでどのような支援を行うかということに加えて、長期休業中の問題など、考えておかなければならないことがいくつかありそうに思う。それらを含めた子育て支援施策なので、そのあたりも考えていかなければならない。</p> <p>質問等なければ、少しずつ進めていき、協議事項に進みたいと思う。</p>
事務局	<p>資料4「市立幼稚園の今後のあり方について」を説明する。平成25年度に教育委員会において策定した考え方が、次ページの「出雲市立幼稚園のあり方検討に係る考え方について」に記載してある。今年の3月に市議会で教育委員会が説明をしている。これが基となる考え方になる。市立幼稚園の状況について説明する。3ページ目の表と本日配布した追加資料をご覧いただきたい。出雲市立幼稚園は現在休園している鶺鴒幼稚園を含め、合併前に設置していた30園をそのまま引き継いでいる。そのうち、今後の方向性が定まっているのが、閉園対象としている乙立、日御碕、鶺鴒の3園になる。市立幼稚園の中で適正規模園、適正規模園というのは、学級数が6～9あり、各学年が2クラス以上あり、それにより進級時のクラス替えができる園と出雲市の教育委員会では位置づけていたが、出雲市内では四絡幼稚園のみとなっている。その他はその条件を満たさない規模の園となっている。教育面で見ると、集団生活で培われる望ましい幼児教育を実現したいということがあり、今後の幼稚園のあり方等を検討</p>

	<p>していく中で、適正規模化を図っていくことを念頭におく必要がある。</p> <p>幼稚園のあり方の新たな計画に盛り込む内容として、現在案ということで1 ページ目の囲みの中に記載している。</p> <p>1 点目は、特別な支援を要する園児に係る事項である。新制度においては、障がい児支援と子育て支援施策の緊密な連携がうたわれており、公立幼稚園の果たすべき役割の1つとして検討すべき内容を提示している。その内容としては一定の規模がある出雲市立幼稚園のうちのいくつかの幼稚園を、特別支援教育を強化するインクルーシブ教育の実施園に位置付けるというものである。具体的には、人的体制の整備、受け入れ時間の拡充などにより、特別支援児受け入れ枠を設け、障がいのある園児も、障がいのない園児とともに地域の幼稚園で同じように幼稚園生活を送るということを進めるということである。イメージしやすいものとして、出雲市立中央幼稚園の現状が上げられる。中央幼稚園においては、特別支援拠点園ということで、従前から一定数の特別支援児の受け入れをしている。1 学年5 名ずつの受け入れをしている。これに続く園として、まずは今市幼稚園を想定している。今年度から特別支援教育強化園として、通級指導教室の強化を図っているが、この幼稚園において受け入れ時間の拡充や人的整備により、一定数の特別支援児の受け入れが行えればと考える。さらには地域的なことを勘案しながら、いくつかを特別支援強化園としてはどうかということをも案として考えている。その候補となりうる園については、幼稚園一覧表の一番右はじに「施設対応可」と記載している。これは、施設に空きスペースがあり、現有施設で特別支援拠点園としての役割を果たすことのできる園である。</p> <p>2 点目は、出雲市立幼稚園の民営化による認定こども園化という案である。幼稚園における園児数の減少の状況を考えると、このままでは出雲市立幼稚園として望ましい集団生活を送れない園がある実態は否定できない。今よりさらに小規模化が進むことが懸念される園については、可能であれば、現在の幼稚園を給食等の連携も取れる民間の保育所へ譲渡、つまり、民営化をして、幼稚園と認可保育所が一体となった認定こども園として、新たなスタートを切り、現在の幼稚園と保育所の子どもが一緒になって、一定規模の集団の中で園生活を送ることができればという考え方である。これについては、民営化するということになり、相手がいることであるので、具体的にどの園をどのようにということはない。この囲みの中の考え方を子育て計画の中に盛り込むことについての議論をいただきたいということで、話をした。</p> <p>事務局から提案のあったことについて、本日は決めごとではないので、いろいろな意見をいただき、今後、さらに協議していくということである。</p> <p>みなさんから、今、なければ私から。2 番目の囲みの中に特別支援を強化するとあり、「一定の規模がある」と記載されているが、この「一定の規模」の意味というのは？ 平成26年度の園児数を見ても、園によって倍半分違っているが。</p> <p>様々な大きさの園を候補として、記載している。敢えて、児童何人以上、何クラス</p>
部会長	
事務局	

	<p>以上と書いていないのは、地域性も勘案して、一定の規模があるけれども、1つの地域にいくつも強化園を設置するという考え方ではなく、ある地域における強化園として、ふさわしい園、その地域の中でもそれなりの規模を持っている園ということで候補としている。市全体として、強化園については、児童何人以上、何クラス以上という基準を定めてはいない。</p>
部会長	<p>各中学校区に1園というわけではないのか。</p>
事務局	<p>ほぼそのような形になっている。ほぼ中学校区に1園で、且つ、施設に空きがないと実施には向かいにくいので、「施設対応可」という言葉で記載している。</p>
部会長	<p>一覧表で「学級数」と記載してあるところに「定員」とあるのはなぜか。</p>
事務局	<p>学級数のところに定員と記載しているのは、左隣りにある園児数の定員を満たした時に何クラスできるかということが記載してある。基本的にどの園も定員までは入れるような施設になっているので、ざっくり言えば、今市幼稚園は定員が5クラスで、現在3クラスでやっているの、2クラス少ない状態であるということである。</p>
部会長	<p>定員に基づく、設置学級数ということか。</p>
事務局	<p>そのとおり。</p>
委員	<p>新しい制度において、財政支援の仕組み、今まで、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という基本的なことはあるが、今回のこのようなケースでの市立幼稚園に特別支援をする場合や、認定こども園に移行する場合の国の支援はどのようなことになっているか。</p>
事務局	<p>今の話は全体的な話か、市立の幼稚園ということか。</p>
委員	<p>今、案ということで示されたような形で幼稚園についての特別支援する場合、設備面、人材の面、両方あると思うが、そういうことについての国、県の負担割合がどのようになるかということを探ねたい。</p>
事務局	<p>現在話をしているのは市立の幼稚園なので、国の方からの特別な財政支援は見込めないというのが現状である。</p>
委員	<p>今後もないのか。</p>

事務局	<p>これまでもこういった市立の幼稚園については特別な財政支援を受けていない。交付税の算定の中には1園あたり、いくらという形で受けているということは変わらない。将来においても、特別な支援は市立幼稚園である限りは見込めないというのが現状である。</p>
部会長	<p>一般財源の中に混ぜ込んで、園児数に応じた措置費等が最初から入ってきているとことであり、その部分が特別に切り出されてきているわけではないから、そのあたりをどうするかということについて言えば、市費を充てるということになるかと思う。</p>
委員	<p>特別交付税というような形で出ているのか。</p>
事務局	<p>普通交付税の中に算入されているということになっている。</p>
委員	<p>「市立幼稚園の今後のあり方について」で、全体として縮小の方向にきている中で、今後市立幼稚園をどうしていこうかということで、このような案が出されたと思う。一部地元では将来を危惧する声を聞いている。そういった面では、他の議員も関心を持っている。少し意見を言わせてもらおうと、基本となるのは就学前の子どもたちに出雲市としてどのような教育をして、社会人として、或いは地域、日本、世界を支えるような人材を育てていくかというところの根っこ部分に考えを置きながら、こういったことを考えていかなければいけない。そういった中で、市立幼稚園が果たすべき役割というのをもう一度行政として確認しなければいけないと思う。そういう意味では、せっかくある施設・体制でもあるので、いかに今後もっと生かしていくかということを含めて考えるという部分が、根底になければならないと思う。ひとつのヒントになるかもしれないが、今、園児数が増えてきている幼稚園がある。これは単に子ども数が増えたということよりも、教育方針、指導方針に保護者が共感を受けて、預けたいとなった結果であると思う。そういったところを見ると、まだまだこういったところのニーズもあると思うので、この体制のあり方、全体としてのあり方ももちろん検討していかなければならないけれど、中身、あり方、あるべき姿を含めて、市立幼稚園にはさらにさらに切磋琢磨して、頑張っていたきたいと思っている。</p>
委員	<p>先ほどおっしゃった委員の意見と関連してくるが、公立幼稚園については交付税の中で国が経費をみているが、補助金はないという（事務局の）発言があった。障がい児保育ということになると、公立幼稚園が中心になってやるべきであろうという案だと思うが、そのあたりは全て承知の上で、公立幼稚園で障がい児保育を強化する園を増やす案を示しているのか尋ねたい。</p>
事務局	<p>承知の上である。公立の施設というものが担う役割をある程度明確にしないといけ</p>

	<p>ないとの考えがある。このことに限らず、市が住民の皆さんにとって必要だと思われることについて、補助金がないから何もしないというのは、行政の役割としてそれでいいのかということがある。そのことは承知の上で一定の公立の幼稚園の役割としてやっていくべきことではないかということで、案を出している。</p>
委員	<p>全くそのとおりに思う。再確認の意味を込めて質問をした。行政のトップも、そういう方向を出さざるを得ない、いい意味でそのような方向にもっていかないといけないとの判断からこのような方向性を打ち出されたのだろうと理解する。</p>
専門員	<p>先ほどおっしゃった委員の意見を聞きながら、公立の幼稚園のあり方について頭を巡らせていた。子どもの立場に立って考えてみると、子どもを主役に置いたときに、どういう環境が一番望ましいか、世界に羽ばたくような出雲市の子どもを育てるために、どういう形で公立幼稚園を今後見直していったらいいかということが大切かと思う。自分は、かつて小規模園に在籍していたが、幼児教育における集団という意味が、なかなかいい形で結果に結びつくところまでいかなかった。その時は4、5歳児しかいなかったが、そこでどんなに一生懸命に人との関わりを学ばせようとしても、そこには、人数が少ないことで、ある程度の限界があった。そういう状況に置かれている公立幼稚園はやはり見直して、もっともっと子どもがよい教育が受けられる方法に向かうのも望ましいひとつの提案ではないかと受けとめた。また、障がいのある子どもがいる場合は統合保育という形で、頑張ってきたが、それで伸びていく子どもをたくさん目の当たりにした。そういうことを出雲市の公立幼稚園が担っていくこととして、拠点としての機能を強化するということは素晴らしいことだと思う。この園児数が減少する中で、幼稚園教育をどう維持していくのかというところでは、いい案として受け止めた。</p>
専門委員	<p>現在、市内の公立幼稚園の中でも、特別支援教育を必要とする子どもがたくさんいる。保護者が集団生活を体験させたいと幼稚園の入園を希望されても、集団にどこからどういうふうに入っていったら分からない子どもたちがいる。うまく集団の中に入れると生き生きしてくる。特別支援教育を必要とする子どもが、適切な支援をすることによって、伸びてくる。そういうことが、これからの市立幼稚園のひとつの役割ではないかと思う。園児の中には障がい疑われるが、障がい児とはいい切れないグレーゾーンに属する子どもがいる。このような子どもは、支援し、適切な教育をすることによって、すごく伸びる。また、保護者も明るくなるという相乗効果も得られる。その部分を担っていくことで、福祉における出雲市の立場が一段と明確になる。こういう機会にこのことを議論することはありがたいと思う。そののところを、これからの幼稚園の役割のひとつとし、保育所の役割とそれぞれの保護者ニーズにあった部分を担いあって、市の幼児教育が成り立っていくのではないかと思う。現在でも園児数が2～3人程度の人数の少ない幼稚園があるが、子どもが友だちと遊びたくても遊べな</p>

<p>部会長</p>	<p>い状況にある。集団生活の意義を考えた政策が必要であると考え。</p> <p>市民の方の誤解を受けないようにしなければならないので、敢えて質問をするが、障がいのある子どものいる家庭は1号認定を受けていなければならないように聞こえてしまうが…。つまり、幼稚園にモデル園を作り、その園で障がいを持った子どもに対応するということになると思うが、逆に言えば1号認定を受けた子でないと幼稚園に行けないわけだから、そこは大丈夫なのか。障がいのあるお子さんがいる家庭でも、当然、保育を必要とするケースは少なからず存在する。それを考えるとき、そのような状況にある家庭が利用しにくい仕組みをモデルにするというふうに誤解されないよう留意した方がよいと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>認定については、申請書や認定書の様式が国から示されていないので、これからの事務になると思う。ただ、ニーズ調査の結果を踏まえ、量の見込みを出したときに、幼稚園に該当する子どもの数として、1号認定の子と、2号認定の中で幼稚園を希望する子どもの数をあげている。本来2号認定であるけれども、幼稚園に行くことを希望する子どもの数が784人という数値で国に報告したが、そこに入ってくるのではないかと思う。もし、障がいを持つ子どもで認定では保育所に該当するが、特別支援強化園で教育を受けたいという希望があれば、そちらにカウントするようになると思う</p>
<p>部会長</p>	<p>インクルーシブの理念として言えば、親がどういう状況であれ、家庭がどういう状況であれ、行きたいところ、または行ったところで、障がいの有無にかかわらず共に教育を受けることのできる環境を整えていかなければならないということになる。市立幼稚園に行けばインクルーシブ教育だけでも、そうでなければ…という話では困るので、誤解を受けないようにしなければならない。一方で、先ほど言われたように、クオリティの高い教育・保育ができるような研究を市立幼稚園を中心に取られるということ、それを出雲市全体で幼保を問わず共有することは重要だ。しかしそれを市立幼稚園の存在理由にまでしていこうとすると、やや無理が生じるようにも思われる。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに言われるように、市立幼稚園に行けばインクルーシブ教育というのでは、少し乱暴な言い方になると思う。全体についていえば、今回ニーズ調査を行っており、保護者ニーズをある程度把握している。保護者はニーズに基づいて、行きたい施設を選ぶわけで、その中でいろいろな状況の子どもさんを受け入れられる施設を整えようというのが今回の計画になる。いろいろな類のそのようなモノ、事業を含めて、整えていく中のひとつであると捉えていただければと思う。幼稚園だけで、そうそう大きいニーズを受け入れられるわけではない。ただ、ひとつには強化する園で、かなり研究を進めようとしているということは申し上げておきたい。</p>

部会長	<p>ひとつのモデルを作っていくというやり方は当然あると思う。一定規模の園がそれに取り込まれるという意味での提案であると理解している。一方で、先ほどの委員のご指摘にあったように、学校教育に接続していくということで地域の幼稚園は一定程度の重大な役割を担っているし、住民の期待もそこにあるということについては、それを踏まえなければならないと思う。また、資料2にあったように、出雲市の総人口は減っているけれども、世帯数は増えており、核家族化が進行していて、保護者が働きに出るということになると、純粋な1号認定子どもの割合は当然減っていくだろうと考えられる。資料2の10、11ページをご覧くださいと、左側（10ページ）の表と右側の表（11ページ）とで、同じ表なのに数値が随分違う。ほとんどが地域のお子さんである11ページの表と地域外の子どもさんが多い10ページの表を見比べると、一口に「保育所」と言っても、主に地元の子ども（従ってその地区の小学校にそのまま行くであろう子ども）を預かって保育しているかどうかの率というのは地域によってかなり違うということがわかる。それを踏まえた上で、先ほど委員のご意見にあったように地域の教育の根幹をどう支えるのかという、そのためには3、4、5歳のところをどうクオリティの高い教育をしていくのかということを考えて時に、その中核を市立幼稚園に担っていただくことが現実的なのかどうかということについて、今後考えなければならないと思う。以上は私個人の意見として申し上げたものであり、部会長としての意見ではない。</p> <p>様々な立場を担って出席しておられるので、ぜひ全員から意見をお願いしたい。</p>
委員	<p>資料4の下の囲みの中に、「幼稚園の民営化を図り、認定こども園化に向かう」とあるが、幼稚園の近くに保育所があるところであれば、できるのかと思うが、そういう考えなのか。</p>
事務局	<p>認定こども園はある程度、保育所部と幼稚園部が離れていてもいいが、基本的には近くにないと一体的な運営ができない。近くにあって、かつ幼稚園がこのままいくと小規模化が進み、閉園に追い込まれるかもしれないというような状況の場合、幼稚園単体では一定の規模を保つことができないので、そういう場合は近くの保育所をお願いをしようという考えである。</p>
委員	<p>その場合、その幼稚園に在籍する職員は公務員であるが、一般企業の職員となるのか。</p>
事務局	<p>公立幼稚園は市内に30園ある。幼稚園に在籍する職員は公務員であるので、幼稚園を民営化した場合は、そこから職員を引き上げ、残った園のどこかに配属になる。民営化というのは民間の認可保育所を運営されている法人にお願いするということであるため、法人の職員で幼稚園資格を持った方が配置されるということになる。</p>

部会長	<p>今まで、教育というのがあったのに、それが無くなってしまうような感じを持たれて、さまざまな不安が生じるということがある。そこで、認定こども園になれば、そこは保育も教育も一体的にできるということになる。そのへんをどうしていくかということがひとつのポイントになると思う。</p>
委員	<p>今の意見には、少し抵抗感がある。この案はいい方向であると思いつながりながら聞いているが、保育所だから幼児教育ができないのではないか心配だという議論には賛成しにくい。保育所は従来から幼稚園教育の前の年齢から保育しているという自負がある。身分の問題は別にして、認定こども園の形で、一緒にやれるものであればやるべきというのは時代の流れだと思う。心配だということを出されると、反論が出る。みな仲良くやれる方向で、我々保育所のことを認めていただけるなら私は抵抗感はない。</p>
委員	<p>この新制度での認定こども園への移行ということについては、公立幼稚園を民営化し、保育所と一体化するというのがひとつの方向性としてあげてあるが、最初に国の財政措置について質問したことについて、認識が間違っているのかどうなのか伺いたい。認定こども園を公立で運営する場合には、交付税措置はあるものの、基本的には経費全てを市が負担するということだが、内閣府に行った際、国の財政措置の話聞いた時には保育時間に対する施設給付については、国が義務的に支払わなければならない経費であるという認識でいるということだった。市が全て経費負担をしなければ、公立は認定こども園化ができないということはどういうことか。</p>
事務局	<p>今まで、国から出されている資料を見ると、公立も、施設型給付で全て運営するという言い方であるが、財源の出どころが違う。公立への施設型給付は市立だったら市、県立だったら県で負担をするという言い方になっている。名前がたまたま同じだけである。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1とあるのは、民間の施設を想定した財源の流れになっている。国は、公立の幼稚園や認定こども園が今回の新制度に算入しないことはあり得ないという言い方はしているが、それはあくまでも市が全て今までどおり経費をみた上で、仕組みだけは導入しなさいという意味である。これまであまりにも公立についての記述がなかった。これからのQ&amp;Aの中に記述されると思う。</p>
部会長	<p>今のところそういう説明となっている。先ほどの資料1の3ページを見ても、公立のことについては、確かにわからない。施設型給付の対象となっているものについては、私立とも公立とも書いてない。公立についても今までどおりということもなかった。分かりにくい制度でもあるので意見も言いにくいかもしれないが、感想でも結構なので。</p>

<p>専門委員</p>	<p>直接、この制度の話ではないが、今、非常に家庭教育について考えさせられる状況があると思っており、発言させていただく。かつてのように家庭におじいさんやおばあさんがおられて、お父さん、お母さんもおられて。要するに、家庭で今まで当たり前のこととしてやってきたことができなくなっており、どうしても、その家庭でできないがために、幼稚園とか保育所に全部おまかせというような傾向がある。このことによつて、子どもたちが非常につらい思いをしている、そんな気がしているところで、家庭教育も含めて、どう取り組んだらいいのだろうか悩ましく思っている。ただ、幼稚園に来ている子、保育所に来ている子を主役に考えてと言いつつ、じゃあ、家庭にもっともっと教育の大切さだとか、保育の大切さというものを訴えていくというようなことをするには、それこそ先ほどおっしゃったように、この子ども・子育て会議で、今、子育ての状況がどうなっているのか、もう少し、みんなが分かりあつて進むと、いい方向に話が進んで行くのかなと言う気持ちがしている。制度だけがどんどん先走っていくと、子どもが置き去りになるのではないかというふうに思えて、やや不安感を持つ。そこら辺りのことをどう考えたらいいのかなと、実のところ非常に不安なところがある。もう一度、家庭教育を見直すという時期に入ってきているのではないかと、とそういう気持ちがしているところである。</p>
<p>部会長</p>	<p>たぶん、これは、全体の会議の中で、一緒に考えていかねばならない事柄のように思う。その中で、出雲市における家庭教育の充実というテーマを1つ持って取り組んでいかなければいけないところかなと思って聞いた。</p>
<p>委員</p>	<p>少し前のところに話が戻るが、障がい児支援と緊密な連携ということで、障がい児支援を強化するという話が先ほどあった。私のところでも、障がい児保育というのをやってはいるが、人数的には、ごく僅かである。ただ、障がいがあるとの診断を受けていなくても、加配が必要な子もいるから、職員を非常に多く配置する。法人の保育所では、経営という面で、その人件費というものが、かなり経営を圧迫してくる。障がい児保育については、この公立幼稚園のところで、できるだけ強化をして欲しいなと私も言おうと思つていたところではあるが、先ほど、部会長がおっしゃったように、障がいがある子は、幼稚園しか行けないのか、という発言には私もちょっと反省した部分がある。ただやはり公立の保育所や幼稚園で優先的に受けていただかないと、なかなか法人の保育所では、たくさんのそういう子どもを預かれないということ、ここでは承知をしておいて欲しいと思う。それから、認定こども園化が検討される公立幼稚園に関しての民営化については、これは、すぐにとということでは、もちろんない訳で、何年かかけてということになっていくかもしれないが、その際、どこの法人が受けるのかという部分では、トラブルになることが往々にしてあるし、そのような事例も聞くので、その点をくれぐれも注意していただきたいと思う。特に、出雲市の保育所は、チームワークの良さ、まとまりの良さは自負できる状況にあるので、一層よろしくお願ひしたいと思う。</p>

部会長	<p>保育所長の立場でのご意見であった。手が同時に挙がったので、順番でお願いしたいと思う。</p>
専門委員	<p>お先に発言させていただく。現在、保育現場で保育士として仕事をしている。先ほど、専門委員の方がおっしゃったが、家庭教育という面で、お話をしたい。保育所と言うのは、朝7時くらいから、延長保育の子どもだったら、夜の7時くらいまでの長い時間にわたる保育を余儀なくされており、また、0歳から5歳まで非常にたくさんの方数のお子さんを、本当に1日中一生懸命で、保育をしている状況がある。保護者さんたちに対し、家庭教育と言っても、大変にお忙しい方が多く、「私たちは、仕事をしてこんながんばっているのに、わかって欲しい」と、まず、自分たちを認めて欲しいと言う若いお母さん方の思いを受け止めながらの保育現場であるのが今の実情である。子どもたちのケアは、もちろんであるが、若い保護者であるお母さん方、お父さん方の気持ちに寄り添うという役割が非常に大きくなってきている。</p> <p>この間、7月から医療費が就学前まで無料になった。保護者さんたちは、非常に喜んでおられており、負担が軽くなったという話を聞く。第3子以降保育料無料化の方も、大変に負担が軽いというふうに話されており、それがまた保護者さんにとっては、非常に明日への活力になるところもあって、子どもたちを安心して預けることができるということ、ほっとする面でもあるかと思う。</p> <p>今、保育所としても、認定こども園について学んでいこうということで、この間、肥後先生に、うちの保育所の方で勉強会をしていただいた。保育所における教育ということで、勉強をさせてもらった。また、保幼小の連携についても、出雲市は、非常に進められており、私の勤務する保育所は小さい保育所になるので、地域の今市幼稚園だったりとかと少しでも連携をして、子どもたちにとって望ましい集団の中で、出雲市の未来を担う子どもたちをともに育てていければいいなと思っている。</p>
部会長	<p>大事なところをご指摘いただいた。(3)の出雲市の子育てを取り巻く現状と言うところのご意見を先に言っていただいたように思う。</p>
委員	<p>私は直接保育所・幼稚園と関わっていないので、ちょっと、聞ききたいが、先ほどから、障がい児の方々の話が、いろいろ出ている。実は私、今、放課後児童クラブに関わっている。児童クラブでは、ご存知のように小学校1年から3年までで家に帰っても誰もいないという子どもさんをお預かりしているところである。この中に、障がい児の方がいる。それでここをどう関わっていくかということは、大きな問題であろうと思っている。小学校の先生もいろいろ悩んでいらっしゃる。私たちのスタッフが受け入れる前に、幼稚園等でいろいろ様子を聞いている。障がい児を受け入れるということは、大変な面も多く保育所や幼稚園の段階から関わっていただくと大変ありがたいと思っている。が、そういうときに、先ほど話しがあったようにスタッフの問題</p>

	<p>が大きなウェイトを占めるんだろうなと思う。そういった専門のスタッフを雇ってくださいとお願いをしているが、なかなか難しい。今、国の経費負担の話がでていますが、1名分だけは加算というものをいただいている。ところが、受け入れが2名、3名になると加算が入ってこない。結局、1名だとスタッフをつけて、なんとかケアできるが、これが2名、3名を1人でケアするとなると、事実上不可能ということで、それで今、我々も悩んでいる。2人なら2人分の加算額をくれと言っているけれども、行政としては難しいということである。そういうことで、できるだけ子どもが小さいときから、十分ケアが行き届いたところで、教育・保育をされれば、成長もいいのではないかと思うところである。成長がよければ、小学校に上がってからもいい生活が送れるようにも思う。是非、この段階でもって、しっかりとした教育をしていただければありがたい。</p>
部会長	<p>放課後児童クラブの状況の中からお話をいただいた。スタッフというのは、非常に重要で、おっしゃるようにインクルーシブ教育の本当の意味は、支援の大人が付く付かないということより、その障がいのあるお子さんがいるために、他のお子さんたちも伸びるといところまで、持って行かなければいけない。それがインクルーシブの大事なところなので、大変だから1人付けるということを超えて、大変かもしれないけれども、大人の側にとっても共に育ち合う場を開いていくということに技術が要る。おっしゃったとおり、スタッフの質が重要になってくると思う。</p> <p>認可保育所のユーザーの立場から、この市立幼稚園の今後のあり方について、一言いただければありがたい。いかがでしょう。</p>
委員	<p>私もまだ、勉強不足でわからないが、資料1-1の2ページ目の保育所型認定こども園の2つ目の○の認定の有効期間が5年間設定されますという説明があるが、ちょっとわかりかねるので、詳しく教えて頂きたい。</p>
部会長	<p>保育所が、保育所型の認定こども園に移行したような場合に、認定の有効期間が一応設定される。その点について、事務局、説明願いたい。</p>
事務局	<p>保育所型の認定こども園については、幼保連携型の認定こども園と違い、認定の有効期間が定められている。幼保連携型認定こども園と言うのは、1回認定をとると、そのまま行くが、保育所型と言うのは、5年で1回切れるということになる。</p>
部会長	<p>5年で1回認定基準を満たしているか、チェックを行うということか。</p>
事務局	<p>資料1-1の2ページ目の下から2番目の○のところをご覧いただきたい。これについては地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要としない子を受け入れているので、保育を必要とする子が入所できなくなるのを防ぐために、5年</p>

<p>部会長</p>	<p>間を有効期間として、その度ごとにチェックするというものである。</p> <p>以上の説明でよろしいか。そうすると、市立幼稚園をどうしていくのかについては、本日、一定の議論をしたので、少し先に進めてよろしいか。</p> <p>それでは、2番目の子ども・子育て新制度に移行するときに、法令関係を整理していかなければならないということで、国が定める基準も示されているので、その点について、資料5に基づいて説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料5について説明する。</p> <p>お手元の資料5をご覧くださいと、新制度の移行に向けて、市では、条例で定めなければならないものと、規則等で定めなければならないもの、この2つがある。資料のほうには、1.として条例関係、それから2ページ目に、2.として規則等関係ということで大きく2つに分けているので、この2つについて、説明をする。</p> <p>まずは、1. 条例関係ということでこちらの方をご覧ください。ここで説明する事項については、9月議会で提案する予定としている。1つ目の○に記載しているが、新制度への移行にあたっては、市は、これから説明する認可基準や運営基準について、国が定める基準に基づいて条例で定めなければならないとされている。</p> <p>また、2つ目の○に記載しているが、国が定めた基準というのは、従うべき基準と、参酌すべき基準というものがある。従うべき基準については、上回る内容を定めることは許容されることになっている。そして、参酌すべき基準については、地域の実情に応じて定めることとされている。それを踏まえて、(1)の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について説明する。</p> <p>この条例を制定する趣旨としては、新制度において家庭的保育をはじめとする地域型保育事業は市が認可する必要があるということから、条例を制定するというものである。なお、この認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、将来、事業者の参入があった場合を想定し、必ず条例化をするようにと国から言われている。</p> <p>地域型保育事業は、原則3歳未満の子どもを保育するというものであり、資料の中ほどの表に記載してあるとおり、市が認定した、その家庭的保育者の居宅などで保育を行う家庭的保育事業、いわゆる保育ママと言われるもの、そして、利用定員が6人以上20人未満で保育を行う小規模保育事業、この中には、保育所に近いA型、家庭的保育に近いC型、A型とC型の間中間的なB型という区分がある。また、乳幼児の居宅において保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所等で保育を行う事業所内保育事業という4つの類型がある。</p> <p>そして、今回、市が条例で定める項目については、資料の中ほどの表の下の方に記載している①から⑤のこの項目になる。主な項目を抜粋したものが、2枚目のA3の資料、こちらの方をご覧ください。このうち、本市として独自に基準を設定したいと考えているのが、職員の配置基準についてである。資料の中ほどに太字で記載し</p>

ている職員配置についてご覧いただきたい。国から示された基準というのは、小規模保育事業B型及び事業所内保育事業の事業所型については、保育従事者のうち1/2以上が保育士、小規模保育事業C型、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については、保育士の配置は必須ではなく、保育士又は保育士と同等以上の知識・経験を有すると認められる者を配置するということとされている。

市としては、全ての事業において保育の資格を有する保育士を配置することで、保育の質の充実を図るとともに、保育の安全性の確保を図りたいと考えており、こうした理由から、独自の基準を設定したい。全事業において保育士の配置を必須とした上で、小規模保育事業B型、そして事業所内保育事業については、2/3以上の保育士を、そして小規模保育事業C型及び家庭的保育事業については1/2以上の保育士配置を、そして、居宅訪問型保育事業については、保育士の配置を行うこととして、国で従うべき基準とされた項目について、基準の引上げを行いたいと思っている。

また、A4の資料の方に戻っていただき、一番下のところの②暴力団排除項目の追加については、これは、本市の暴力団排除条例を考慮して、暴力団排除の項目を追加したいと考えている。続いて(2)の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について説明する。この条例を制定する趣旨は、新制度においては、市が施設の管理運営に関する基準を条例化し、各施設が適正に運営されるよう確認することとされているためのものである。

市が条例で定める項目については、①から③に記載しているとおり、施設の側が利用者に対して、きちんと情報提供ができており、あるいは、市の利用調整に対し協力をしているかなどに関する①の利用開始に伴う基準や、施設側が、教育要領や保育指針等に基づき教育・保育を提供することに関する②の教育・保育の提供に伴う基準。そして、施設側が運営規程を策定することや取得した個人情報に関する秘密の保持をする、こういったことを決めている③の管理・運営等に関する基準、これらを定めるというものである。

市としては、この条例については、特に市独自で基準を定めるという項目はないものと考えており、国が定めた基準どおりとしたいと考えている。

そして(3)は、出雲市保育所の保育の実施に関する条例の廃止についてであるが、こちらについては、2.の規則関係に記載しているので、こちらで説明をするので、省略する。

続いて、2.規則等関係について、(1)就労の事由に関する下限時間の設定について、説明をする。資料の中ほどに記載している表をご覧いただくと、現在、保育所に入所するためには、「保育に欠ける事由」が必要となる。つまり、誰でも保育所に入所できるというわけではなく、表に記載されているように例えば両親の方が就労をしており、保育ができないなど、そういったことで保育に欠ける事由があつて入所できるということになっている。新制度においては、この保育に欠ける事由から、保育の必要性の事由に、要件が変わることになり、この保育の必要性の事由については、子ども・子育て支援法施行規則で設定されることになる。

	<p>ただし、表の中の新制度の保育の必要性の事由の中で、①の就労の項目、こちらについて下線を引いているが、下限時間を市の方で設定することとされている。これは、どういうことかという、具体的には、保育所に入所するための要件の1つとして、就労していることが条件となるが、就労の下限時間を何時間に設定するか、そういうことを市で設定することとされている。この対応としては、表の下の*1◆に書いているが、現在、市は、就労の下限時間について、1日あたり3時間の週4日、月4週ということで48時間と設定していることから、新制度においても、48時間と現行どおり設定したいと考えている。</p> <p>また、表の中の⑩として、その他市が認める場合という項目がある。これは、対応としては*2◆に記載しているが、①から⑨までの項目に規定した内容のほかに、その他市が認める事由ということで規定したいと考えており、就労の下限時間これとともに、出雲市保育所の保育の実施及び保育料の徴収等に関する規則、こちらを改正し、規定したいと考えている。</p>
部会長	<p>わかりにくいところがあったかもしれないが、もし、よろしければ、最初の国の方の資料1をご覧いただけたらと思う。資料1の3ページを、今回の法律の認定こども園、従来の幼稚園、保育所以外のところということで、3ページの下のところ、地域型保育給付の対象になる事業が並んでいて、そこに小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が並んでいる。詳しくは、6ページに載っているのかなと思っているが、そのことについて、改めて条例で、国の基準よりも少し上回るものを設定しておかなければならないということの説明だったのではないかと思う。これについては、一定程度少人数であっても、少し緩い基準で、さまざまな段階的なものを展開することで、待機児童を少しでも減らすことを主なねらいとして国が示したものであると思うが、この地域でそういったものが、たくさん必要でないということを考えると、あまりそういうものが乱立するような仕組みを作るよりは、一定程度基準を国よりも上げておいた方が、質の高いものを市民に提供できるのではないかと、そういう考えのもとで、議論をしていただけたらと思う。</p> <p>名称について質問したい。条例の名称は、これがいいか。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」となっているが、これは国では、どうなっているのか。</p>
事務局	<p>国で定められた基準の名称と言うのが、例えば、家庭的保育で言うと、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と言うことで、条例化をするにあたって、他市の状況、他自治体の名称のつけ方の状況も調べたが、多くの自治体がこのような名称で、考えているようで、出雲市もこういう名称にしてはどうかというところである。</p>
部会長	<p>具体的には、家庭的保育事業が展開されるということよりも、小規模であったり、事業所内であったりするところが多いのではないかと考えられるが、例えば、国の資</p>

事務局	<p>料1の6ページを見ていただくと、「地域型保育事業の位置づけ」とタイトルが付いている、そのタイトルの中に小規模であったり、家庭的保育があつて、出雲市では、基準を説明するということになる。であればタイトルも「地域型保育事業の設備及び運営に関する条例」とする方がよいかと思つた。そこを「家庭的保育事業」の方を出した理由について、何かあれば説明いただきたい。</p> <p>これについては、こういった条例を定めていかなければいけないというところをお示ししており、こういった方向性を示す条例が必要であるということについて、市が認識をしているとご理解をいただいて、名称については、ご指摘いただいたことを踏まえて今後検討し、法令審査等々で、協議をしていきたいと考える。</p>
部会長	<p>A3の資料の方でも、「家庭的保育事業等の…」となつていて、間違つてないけれども、それを代表例としてあげるかどうかというところが、国の制度との釣り合いを見た方がよいと思つたので、意見として申しあげた。また、ご検討いただけるということなので、願ひする。他に、お気づきの点がないか。2つの提案があつた。一つは、今の条例の関係。もうひとつが、これまであつた出雲市保育所の保育の実施に関する条例ということで、保育に欠けるということに絞つて、定めていたものを、今度新しく設置される保育の必要性の事由ということに読み替えていくということであつた。これを合わせて、ご質問等あれば発言いただきたい。この方向で、条例まで持つて行けるかどうか、もう一度検討を頂いて、最終的なご意見を頂けると思うので、願ひする。</p> <p>続いては、協議事項の3番目、先ほど少しご意見もあつたかと思うが、(3)今後の市の保育料設定に対する考え方について、資料6に基づいて、説明を願ひする。</p>
事務局	<p>それでは、資料6をご覧いただきたい。資料1の28ページから30ページにも記載されておりましたとおり、先般、国において利用者負担額のイメージが示された。これを受けて、今後市において、保育料の設定の具体的な作業をしていくこととなるが、市としては、その資料に記載しているとおりの考え方を基本とし、保育料の設定を考えていきたいと思つている。まず、1番目の「第3子以降保育料無料化の見直し」についてである。こちらについては、現在、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、3人目以降の子どもについて保育料を無料化している。今後、その見直しを検討していきたいと考えており、現時点での案のひとつとして、低所得者の世帯は引き続き無料、それ以外の世帯については2分の1の軽減とする方向で考えている。ちなみに平成25年度の決算見込として、認可保育所、認可外保育所、そして幼稚園の第3子以降無料化分の合計金額は、約2億9千万円である。つまり、これだけの金額の市費を投入して、無料化を行っていることになる。仮に案のひとつとして考えている2分の1を軽減した場合、この場合については、市の公費負担、つまりは市の持ち出しになるが、約2億9千万円の半分の1億4千万円程度に減ると言うことになる。この考え方</p>

については、記載をしているとおり、認可外保育所についても、同様としたいと思う。

それから2番目の項目として、「保育所保育料は、国の徴収基準額に対して低く設定する方向で検討」ということについてである。現在は、所得税に応じた国の基準額に基づいて保育料を設定しているけれども、新しい制度では、資料1にあるが、住民税所得割額に応じた国の基準額に基づいて設定することになっている。

先般、国の方で、基準額のイメージというものが示され、それに基づいて市で試算をしたところ、国が示した新旧の国の基準額に階層の数とか各階層の設定金額について変更はないということだけれども、要は、指標が所得税から住民税に変更されたことによって、家庭によっては、収入が変わらなくても階層が上がる世帯や下がる世帯があることが分かった。この点については、保護者の理解を求めていく必要があると考えている。

また、市の保育料設定にあたっては、これまでも国の基準額に比べて低くなるように設定してきたが、今後もこの考え方を継続して、保護者負担の軽減を図るために、国の基準額に対して低く設定する方向で検討したいと考えている。

保護者全体のこの負担水準を下げるために市が投じる金額については、第3子以降保育料無料化の見直しによって生じる財源、これを充てるということを含めて、市の財政負担のことも考慮しながら検討したいと考えている。

3番目の「幼稚園保育料は、応能負担の考え方を導入」については、現在、一律に幼稚園保育料を設定しているが、新しい制度では、応能負担の考え方が導入されたため、国の基準額の階層区分に基づいた保育料に調整したいと考えている。

4番目、「幼稚園保育料は、保育所保育料と整合性の取れた金額設定を目指す」ことについて、現在も、幼稚園保育料と保育所保育料は一定の整合性を持たせて金額設定をしているけれども、新しい制度では、どちらの施設を利用した場合でも、保育料が大きく変わることはないよう、幼稚園保育料と給食費及び幼稚園預かり保育料の合計額が、保育所保育料及び主食費の合計額と同程度になるように調整したいと考えている。

5番目の「幼稚園保育料は、市立幼稚園と私立幼稚園を同額に設定」については、現在、市立幼稚園と私立幼稚園の保育料については、それぞれに料金設定をしている関係で、整合性はないという状況である。新制度においては、どこの幼稚園を利用しても、同程度の保育料で教育を受けることが望ましいとの視点から、市立と私立との保育料を同額になるように調整をしたいということを考えている。

6番目、「出雲市内の幼稚園、保育所、認定こども園を利用する就学前児童の保育料等は、いずれの施設を利用しても、同程度の額を基本とする」ということについてである。こちらについては、先ほど説明をした2番目から4番目の考え方から、どこの施設を利用しても、同程度の料金設定になるような考え方を基本として、それぞれの保育料を検討していきたいとするものである。これは、金額を単純に一律に同一に設定するという考え方ではなく、各施設の利用時間などを考慮して、同程度になるように設定したいということである。なお、保育料とは別に、日用品や文房具そういつ

<p>部会長</p>	<p>たもの実費の徴収だとか、園が独自に行う事業に係る上乗せ徴収、こういったことについては、保護者にきちんと説明をし、理解を得た上で徴収することは可能ということとされていることも、合わせて申し添えておく。</p> <p>これについても、今日決めごとではないが、この資料6について1番から6番まで項目の番号を挙げて、意見を言っただけだと思います。いかがか。これは市民にとって比較的大きなものも含まれていると思うが、新しい制度を踏まえて、どうか。</p>
<p>委員</p>	<p>1番の話をしたと思う。この議論については、随分いろんな場所でされており、一つには財政面の話を含めて、いろいろ事業見直しの中でも、意外に大きなものである。ここで考えなければいけないのは、市の単独の事業で3億円弱をそこに使っているというような中で、第3子以降で一番恩恵を受けているのは、やはり所得が高い方ということである。制度上どうしてもそうになってしまう。所得が高い方はたくさん税金を払っていらっしゃるの、無料でいいのではないかという議論も成り立つかもしれないが、一方では、その財源があれば、もっと有効に使えるのではないかという議論もある。これが他の借金を返すという話ならば別の話であると思うが、これをもっと負担の仕方、保育料についても全体を押し下げる方に持っていくのが、いいのではないか、そういったところを含めて、考えていくべきであるし、もうひとつには、この制度自体、多少問題だなと思うのは、3人目以降の子どもさんについては、預けないと損だみたいなことをおっしゃる方もある。ほんの一部の方ではあるが、それはそれで、ちょっと変かなという気もしている。そういった面も含めて、この時期もう一度、見直しを含めて、考えていくことが必要ではないかと思う。財源については、きちっと子育てに使っていくという中において議論をしていく分には、致し方ないのかなと思っている。</p>
<p>部会長</p>	<p>今までの経緯を踏まえて、説得力のあるご意見であったように思う。ほかにご意見はないか。</p>
<p>委員</p>	<p>前回もこの話が出た時に、出雲の子育て支援の目玉であるはずだからということ発言した覚えがある。だけれども、今、説明があったように、保護者全体の負担軽減になるよという考え方もあるので、ある程度100%反対という訳にはいかないのかなという思いもある。確かに、保育所に預けることに、責任がちょっと弱いと感じる保護者に遭遇する場合がある。無料だから、預けても預けなくてもいいと思われているのか、ちょっと真剣じゃないというか、きちんと毎日子どもを連れてこない、そういう保護者の方もおられる。第3子以降無料化については、とてもいい制度ではあると思うが、若干、弊害的なものも見受けられる。市内の保育所の中でも点々と、そういう保護者もおられるというのを聞くので、見直しについては、慎重にということをお願い出来ればと考えている。</p>

委員	<p>議会での多くの意見が、先ほど、話された委員の、今までの経緯を踏まえた意見の中に網羅されている。そういう中で、就学前の医療費について、これまで3歳までは無料、3歳から就学前までは、ある程度負担をしていただいていたものを、今年度7月から無料化となった。就学前の医療費は、全部無料にするという提案を、議会の方からして、執行部も予算化していただいた。新たに市費を投じることになるが、その金額は、年間どの程度であったのだろうか。</p>
事務局	<p>3歳以上の就学前の3年に対して新たに市費を投じる金額は、年間約4千万円である。</p>
委員	<p>市単独での、そういう子育て支援に係る事業もやっている。これをさらに義務教育の中学生まで、無料化にという要望も出ているところであり、そうした場合は、また多くの持ち出しが必要だという状況になる。こういう第3子の保育料の見直しを行う中でのバランスのとれた財源の使い道というのは、今の行財政改革の中では、しっかりと議論していかなければならない項目だと思っている。申し添えておきたいと思う。</p>
部会長	<p>ここで結論を出すわけではないが、こういう意見もあるということで、できるだけ多くの意見をいただきたい。</p>
専門委員	<p>先ほどの第3子以降の無料化の件であるが、先日、認可保育所の保護者連合会の方から、アンケート調査があり、私も保育園内の方のアンケート結果を見せてもらった。やはり保育料負担が重いというところに○をつけていらっしゃる保護者が本当に多かったと思う。先ほど、今出雲市の保育料の基準額は、国の基準に対して低くなるように設定されているとの話があった。今現在でも低くされているという状況であるけれども、保護者のみなさまに対して、そういうことを何かの形で、出雲市として、お伝えはしてあるのか。あと、保護者会の連合会のみなさまは、そう言ったことをご存知でいらっしゃるのかなと、今、思った。</p>
部会長	<p>関係する委員の方いかがか。</p>
委員	<p>私個人のことになるかもしれないが、保育所に出入りしているお母さんについてはある程度情報を得ていると思うが、園として、周知があったかということ、私のレベルではそこらへんは細かくは承知していない。先ほどの金額の面についても、具体的にいくらだから高いとか、これが半額だと助かるということよりも、無料なら預けないと損だとか、安いに越したことはないという感覚が往々にしてあるかもしれないと思う。ちょっと、余分なこと言ったが、質問に戻ると金額の明確な認識と言うのは、それぞれすべての人が承知しているという状況ではないと思う。</p>

部会長	<p>このあたり、保育料のやりとりについては、市の方で、されていると思う。これがまた、認定こども園とかになると各園でという形になるが、そうであれば、市の方からある程度アピールの方があってほしいというご意見だったと思う。他にいかがか。</p>
委員	<p>資料の4番に関わることになると思うが、幼稚園保育料は、保育所保育料と整合性の取れた金額を目指す、月々の負担がどう変わってくるのか。</p>
事務局	<p>基本的に、ここに書いてあることについては、保育所の保育料も幼稚園の保育料も応能負担になると、今、ご説明申しあげたが、その平均値が同じ位になるように、しかも幼稚園の場合は、単なる平均値ではなくて、保育時間についても考慮し、保育所は11時間、幼稚園は5時間であることを踏まえ、基本的には、11分の5の金額で、それが整合性のとれた形になるように、そして給食費も加味をして、預かり保育を6時半までやった場合は、保育所の平均額と同じようになるようにという考え方である。時間の短いところが、同じ金額を払うのでは、整合性が取れていないので、トータルで、同じような状況の場合には同じような金額になるような保育料の金額設定というのを基本とするということを考えて提示させていただいた。</p>
委員	<p>今後の市の幼稚園保育料について、この資料6の考え方だと、現状よりも上がる格好になるのか、下がる格好になるのか、そのままなのか。</p>
事務局	<p>まず、同じような水準にという基本的な考え方は持っているが、まだ、具体的に国がきちんと数字を示してないので、具体的な数字は、申しかねる。幼稚園については、根本的に変わる。幼稚園については、一律だったものが、応能負担になるので、必ず変わるし、今まで、ある程度保育所と整合性をとっていた関係で、預かり保育料が異常に高かった。保育料が低くて、預かり保育料が高かったので、そのバランスは見直す必要があるかなどの考えがある。そのため保育料が上がる可能性はある。まだ、具体的には決まっていない。</p>
部会長	<p>非常に難しい内容である。保育所保育料の基準も、所得税基準から市町村民税基準に変わるということもある。幼稚園も応能負担になるということもある。結果的に、それでも一定程度平均値が揃うような考え方でやるという説明であったし、今は誰が上がって、誰が下がるか言えないような状況だということである。最終的にはそういうことだろうと思う。ほかにご質問はないか。1番から6番まであるので、幼稚園の問題も、私立の問題もさまざまなものが含まれているので、もし、ご意見があれば承っておきたいと思うが、いかがか。</p> <p>ないようであれば、これで決めるというのではなく、今日はこういった意見があったと記録していただいて、事務局の方で整理をお願いしたいと思う。</p> <p>それでは、最後になるが(4)「量の見込み」と「確保方策」ということで、実は</p>

事務局	<p>最終的に一番重要なのはこういった数値の取り決めであり、この計画の骨格になっていくものだと思う。資料7に基づいて、「量の見込み」と「確保方策」ということをご説明いただきたい。</p> <p>資料7をご覧いただきたい。これについては、動きとして、昨年の末から今年初めにかけて、就学前の子どもさんの保護者を対象にニーズ調査を行い、保護者の方が今後どのような施設を使いたいと考えているのか、どのようなサービスを使いたいと思っているのか、について意向を把握した調査結果に基づいて、3月のところで必要量の見込みの数字を出し、国や県に報告したところである。その必要とされる見込の数に対して、これから、どのようにそれを確保していくかということ、今後次回以降の部会で検討していくことになる。資料7の表としては2種類ある。1つ目は、公立幼稚園における在園児を対象とした預かり保育についての量の見込みと確保方策の表である。この預かり保育に関しては、従前は社会養護部会の方で検討をしていたが、事柄として、こちらの部会の方が適切であろうということで、こちらの部会に移ってきているものである。この表そのものは、必要量の見込み数が出た段階において、社会養護部会に提示したもので、量の見込み数については、国・県に報告した数字である。確保方策の数字については、とりあえず数字を入れているが、これについては、あくまでイメージとしてとらえていただきたい。A3の表は、今後、幼稚園、保育所、認定こども園の施設を利用したいと思っている保護者のニーズを踏まえた必要量の見込みについて記載したもので、これは国や県に報告した数字である。この表には、確保方策の数字を入れているが、今後具体的にどういうふうな確保策を取っていくかということを検討するのが、この部会の役目となっている。</p>
部会長	<p>ややわかりにくい部分もあるように思う。一番基本的な知識のところ、教えていただきたいが、最初に説明のあった資料1の4ページを開けていただくと一番シンプルな分かりやすい表がある。この4ページでは、上から1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもとなっていて、この1号、2号、3号がどの施設を利用できるかということが右側に書いてある。だから、幼稚園には、1号認定子どもしかいないということになる。この表で見る限りそうなる。だけれども、今の説明の資料7のA4の表で見ていただくと公立幼稚園における在園児なのに、2号認定による利用という欄がある。それはなぜか。この点について、ご説明いただきたい。そのためには、資料1の13ページなどを見ていただく必要があるのではないかなと思うがどうか。資料1の13ページでは共働き等の家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等というところ、この辺りと関連するのかなと思うが、どうか。</p>
事務局	<p>先ほどの説明で、わかりにくい点があったことをお詫びする。資料7のA4横の表をご覧いただきたいと思うが、現在の公立幼稚園においては、通常の利用時間は、おおよそ2時くらいまでとなっている。2時くらいにほとんどの子どもは帰るが、一部</p>

	<p>の園では、それ以降預かり保育ということで、最大夕方の6時30分まで子どもたちを預かっている。その数字のうち、1号認定による利用というのは、例えばお母さんが家にいて、通常は、2時に子どもを迎えに行けるけれども、一時的にいろんな事情により、この日だけは、4時半まで、子どもを預かって欲しいという利用がある。そういったお子さんに対する預かり保育の利用が1号認定による利用ということで出した必要量の見込み数である。2号認定による利用というのは保育所と同じような感じになるかもしれないが、保護者の方が、就労されていたり、就労に準じるような状況があったりで、なかなか2時の迎えでは、都合がつかないという方が該当する。出雲市では一部の公立幼稚園において預かり保育を4時半又は夕方6時半まで行っている。その方たちについては、1か月単位で就労等の理由により夕方までの預かり保育を幼稚園でやっているということになる。その必要量の見込みを年間延べ人数で計算したものが、2号認定による利用という欄の数字である。</p>
部会長	<p>それは、4ページの表とは、矛盾しないのか。資料1の4ページは2号認定の子どもは、幼稚園は利用しないということになっていると思うが。アンケートの段階から、ここの部分について、私は釈然とせずにはいたけれども、幼稚園は1号認定子どもが行く場所だという論理がここで崩れている。そこをあまり過大に見積もってしまうと（誤解を恐れずに言えば）実際の必要以上に今後の幼稚園在園児数を確保する方向の計画を市として立てることになる。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりである。資料7の確保方策の欄に数字をいれなければいけない、不思議な面も感じていたけれども、1つには、共働き家庭でも、おじいさん、おばあさんがいらっしゃるような家庭もある。そういう事情によって、迎えが可能な家庭が資料1の13ページに関係するかもしれないと、先ほどおっしゃったように、認定は2号認定になっても、幼稚園を希望すれば行ける方もあるということになる。そのうちの一定人数は、預かり保育を利用されたりもあるだろうと、そういう感じかなと思っている。</p>
部会長	<p>了解した。2号認定であるけれども、幼稚園を利用することが可能だと考えるのであるのならば、資料1の4ページの表の2号認定子どもの欄の右側には、※を付して幼稚園と書いておくべきであると考えている。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりだと思う。</p>
部会長	<p>他にいかがか。量の見込についてご意見はないか。先ほど申し上げたことについては、ある意味では、2号認定による幼稚園利用という部分について、かなりの数が預かり保育で見込まれているという表現になっているので、そのところが今後の議論の上で一つのポイントではないかということで提起させていただいた。</p>

委員	<p>今の話と直接繋がっていることかどうかはわからないが、合併前の斐川町で、保育所で受け入れ切れず、保護者の家庭状況が許せそうなところについて、幼稚園に行ってもらようお願いをした時期があった。一時期保育所希望者が多く、継続の子どもが次年度には入れなくなったりして、大変もめたこともあって、幼稚園にお願いをした時期があったということである。</p>
部会長	<p>実際の状況について重要な発言をいただいた。この地域は、おじいさん、おばあさんが近くにおられる家もまだ多く、そのようなお願いができるバックグラウンドがある。しかし、そのようなバックグラウンドを前提に動くと、本当に困る家庭も今後は増えてくるはずだ。昨日も台風の影響で、学校は臨時でお休みにしますと言うが、事はそれほど簡単ではない。保育所は台風でもやっているのだから、親は働きに行き、弟は保育所に行く。そのとき小学生のお兄ちゃんはどうするのか。夏休みなら朝から学童もやっているが、台風などで臨時休校になったとき、学校と学童保育の連携はまだ十分とは言えず、親が困ってしまうような状況もある。</p> <p>今後、ますます核家族化が考えられるときに、それぞれの地域がどんな体制で行くのかという論議が重要になってくる。幼稚園でもっと預かりを充実させるという考え方もあるかもしれない。また、認定こども園化していくという考え方もあるかもしれない。つまり、縦長の表のようにどこでそれを満たしていくのかという点について、考えなければいけないのがこの表だと、そういうご提案だと思う。そこを踏まえて、今後どういう議論をしていくかということである。</p> <p>他にご意見があったら、今日決めることではないので、さまざまなご意見をいただきたい。いかがか。表に記入してある数字はアンケートの結果に基づいた量の見込ということだと思うが、人口動態とか分析を踏まえてのこういうふうに移すのかなということについては、妥当性がなかなか難しいと考える。その辺、事務局で一定程度査定をされたかどうか伺いたい。5年間のニーズの推移に関する妥当性について、全体的に説明願えればと思うが。</p>
事務局	<p>これについては、今回いろいろいただいた意見を踏まえて、次回は少しこの表を埋めたもので、提示したいと思っている。3月末までに県に量の見込を報告する必要があったので、委員の皆さんに意見を伺い提出したけれども、国は補正をしてもいいという言い方をしているので本当に補正が必要なのかどうか、そうでないのかを含めて、事務局で勘案したものを次回提示させていただくので、よろしく願います。</p>
部会長	<p>了解した。多分、下方修正している自治体が多いのではないかなと思われる。下方と言うのはどこを下方するかという問題もある。そういう意味では、あまりアンケートだけに基づいた見込というよりも市の今後のことを考えた量の見込かどうかという妥当性を今後みなさんで議論いただきたいと考えている。何か、本日のところであるか。</p>

専門委員	質問がある。幼稚園は長期休業中、例えば夏休み等についてこの預かり保育等もしているのか。
事務局	現在、長い時間、預かり保育をやっているのは、12園ある。12園においては、夏休みの期間中も希望があれば7時半から、夕方は6時半まで預かれるようにしている。
部会長	教育委員会によると思うが、学校の動きを決めるとき、放課後の子どもの福祉（家庭にどう帰るか、学童を利用している子はどうなるのか等）について連携が十分とれていないケースも見受けられる。 ほかにご意見がなければ、今後のスケジュール等を事務局から説明いただきたい。
事務局	今後の審議スケジュールについて、説明する。この後、第4回部会を8月6日の水曜日に予定をしている。続いて、ちょっとタイトなスケジュールではあるが、第5回部会としては、8月18日の月曜日に、開催をしたいと考えている。お忙しいとは思いますが、ご出席いただくようお願いする。また、正式な案内は後日するのでよろしくお願ひする。 全体の子ども・子育て会議は、8月28日を予定している。
部会長	了解した。それまでに部会の結論を得なければいけないということである。ご協力の方をよろしくお願ひする。他にみなさんからご意見等なければ、事務局の方にお返しする。ご協力ありがとうございました。
事務局	部会長どうもありがとうございました。それでは、最後に、子育て調整監がご挨拶を申しあげる。
事務局	本日は、委員のみなさんから、しっかりご発言をいただいたと思っている。本当にありがとうございました。先ほど申しあげたように、資料7の量の見込みと確保方策は今回策定する計画の根幹に関わる部分であると考えている。本日の委員の皆さんのご意見を踏まえ、空欄に記入したものを提示したいと思っているので、次回もしっかりとご意見をいただきたいと思う。新制度は大変分かりにくく、まだ、疑問点がたくさんあると思うが、それはまた次回お持ちよりいただき、可能な限りご理解いただいた上で、議論を進めていただければと考える。本日は、どうもありがとうございました。次回もよろしくお願ひする。
事務局	それでは、これを持って本日の会議を終了する。お疲れさまでした。